

すさみ町合併処理浄化槽修繕補助金交付要綱

令和8年3月31日

訓令第5号

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による汚濁を防止するため、合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)を設置している者に対し、すさみ町合併処理浄化槽更新・修繕補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修繕とは浄化槽本体、槽内仕切板及びブロワ、並びに管渠(流入、放流管)等の修繕をいう。
- (2) 更新とは浄化槽法に定められた維持管理を適切に実施したうえで使用している合併処理浄化槽に、破損等の重篤な支障が発生したことにより本体を補助対象合併処理浄化槽に交換することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、すさみ町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成28年すさみ町訓令第3号)に基づく浄化槽又は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人で設置した浄化槽にあっては、当該浄化槽の管理者又はその配偶者若しくは親族等が設置場所に住所を有していること。
- (2) 集会施設(町が直接管理するものを除く。)に設置された浄化槽にあっては、当該浄化槽を管理する代表者。
- (3) 浄化槽法に定められた維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を過去3年以上継続実施しており、かつ、浄化槽法に基づく都道府県等からの指導等を遵守していること。
- (4) 更新については、設置から10年以上が経過した合併処理浄化槽が老朽化に伴う劣化や破損が認められ、技術的・経済的な要因から補修等を行うより更新を行うことが合理的であること。
- (5) 浄化槽法に定められた維持管理を今後も行うことを誓約する者。

(6) 町税を完納していること。

(補助金対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表区分の項目ごとに5,000円以上の修繕又は更新に係る経費とする。

2 補助金の額は、別表のとおりとし、(補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。)

(交付申請)

第5条 補助金交付申請書(更新第1号様式)に次の掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 県浄化槽取扱要綱の規定に基づき町長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書(補助金申請用)
- (2) 法定検査(7条検査)受理書
- (3) 浄化槽法第11条に基づく法定検査の契約書の写し
- (4) 誓約書
- (5) 処理対象人員算定表
- (6) 付近見取図(設置場所、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (7) 位置図(住宅地図の写し等)
- (8) 建築物平面図
- (9) 国土交通大臣の認定書(型式適合認定書等を含む。)の写し及び浄化槽の構造図
- (10) 保守点検業者による更新の必要性等が確認できる資料(点検記録簿等の写し)
- (11) 浄化槽法に定められた維持管理 法定検査・保守点検・清掃を過去3年以上継続実施しているかが確認できる書類(書類がない場合は確認調査同意書「第9号様式」の提出)
- (12) 維持管理に関する誓約書(第7号様式)
- (13) 現況の写真(浄化槽の破損箇所が分かるもの。)
- (14) 見積書
- (15) 登録書(全浄協)
- (16) 登録浄化槽管理票(C票)
- (17) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は昭和63年以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽整備士免状の写し
- (18) 納税証明書
- (19) 居住していることを示す住民票記載事項証明書又はこれに類する書類
- (20) 賃貸人にとっては賃貸が分かる書類及び修繕を認める賃貸人の承諾書
- (21) その他町長が必要と認める書類

2 浄化槽の改築に係る交付申請者は、補助金交付申請書（改築第1号様式）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 見積書
- (2) 現況の写真（不具合箇所がわかるもの）
- (3) 保守点検業者による修繕の必要性等が確認できる資料（点検記録簿等の写し）
- (4) 納税証明書
- (5) 居住していることを示す住民票記載事項証明書又はこれに類する書類
- (6) 浄化槽法に定められた維持管理 法定検査・保守点検・清掃を過去3年以上継続実施しているかが確認できる書類（書類がない場合は確認調査同意書「第9号様式」の提出）
- (7) 維持・管理に関する誓約書（様式第7号）
- (8) 賃貸人にとっては賃貸が分かる書類及び修繕を認める賃貸人の承諾書
- (9) その他町長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知書類）

第6条 町長は、全条の補助金交付申請の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。なお、前条の補助金交付申請書の添付書類に不備がある場合は、町長は当該申請書を受理しないものとする。

2 町長は前項の規定による決定をしたときは、申請者に補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（変更承認）

第7条 前条の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金申請内容を変更するときには、補助金変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出しその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助金に係る事業完了後1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（更新第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽取扱要綱の決定に基づき町長に提出し受理を受けた浄化槽設置完了届（補助金申請用）
- (2) 浄化槽工事自主検査チェック票及び工事写真
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 領収書
- (5) 保証登録証（全浄連）
- (6) 撤去に係る工事写真（着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認

できること。)及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し

(7) その他町長が必要と認める書類

2 浄化槽の改築に係る交付決定者は、事業が完了したときは、実績報告書(改築第2号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 改築に係る写真

(2) 領収書

(3) その他町長が必要と認める書類。

(交付額の確定)

第9条 町長は前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(第5号様式)により速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の交付額の確定を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助金を交付された者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取消することができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第3条に規定する補助対象の条件に違反したとき。

(4) その他町長が補助することが適当でないとしたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金交付を取消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命ずることができる。

(状況の確認)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて浄化槽の工事の状況を確認することができる。

(その他)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表)

人槽区分	区 分	1基当たりの限度額	備考
5～50人槽	ブロワの交換	21,000円	修繕に係る実支出額の50%と、この表の1基当たりの限度額を比較して少ないほうの額を交付する。
	水中ポンプの交換	54,000円	
	マンホールの交換(樹脂製)	14,000円	
	マンホールの交換(鉄製)	60,000円	
	躯体・仕切り版の補修	61,000円	
	担体(ろ材又は接触材の受け・押さえ含む)の補充補修	34,000円	
5人槽	合併処理浄化槽本体設置	210,000円	
6～7人槽		270,000円	
8～50人槽		360,000円	
5～50人槽	合併処理浄化槽撤去	90,000を上限とした、当該撤去に要する費用に相当する額(清掃費用、撤去工事費用及び処分に要する費用に限る。)	